滋賀県環境学習等推進協議会設置要領

（目的）

第１条 滋賀県環境学習等推進協議会（以下「協議会」という。）は、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第８条に基づく、滋賀県の自然的社会的条件に応じた環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画、ならびに滋賀県環境学習の推進に関する条例第６条に基づく環境学習の推進に関する計画（以下あわせて「計画」という。）について、計画改定に関する協議、実施に係る連絡調整、進行管理、そして琵琶湖博物館環境学習センターの企画運営への提言等を行うことを目的とし、設置する。

（所掌事項）

第２条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

（１）計画の改定に関する協議を行う。

（２）計画の進行管理・連絡調整を行う。

（３）琵琶湖博物館環境学習センターの企画運営への意見・提言・支援を行う。

（４）その他環境学習の推進にあたって必要な指導助言

（組織）

第３条 協議会は、次の委員をもって構成する。

（１）滋賀県および滋賀県の市町

（２）滋賀県教育委員会

（３）学校教育及び社会教育の関係者

（４）関係する県民、民間団体等、学識経験者その他の滋賀県が必要と認める者

２ 委員は、20 人以内をもって構成する。

３ 委員の任期は、２年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

４ 前項の委員は、再任されることができる。

５ 協議会には会長及び副会長を置き、会長は委員の互選によって定め、副会長は会長が指名する。

６ 会長は、会議を総括し、会議の進行にあたる。

７ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

（会議）

第４条 協議会の会議は、会長が召集し、議長となる。

２ 会議には、必要に応じ、委員以外の者の出席を求めることができる。

３ 会議は、公開とする。

４ 会議終了後に会議録を作成し、５年間保存する。

（ワーキンググループ）

第５条 協議会は、その所掌事項において、具体的な内容を検討するためのワーキンググループを設置することができる。

２ ワーキンググループには座長及び座長代理を置き、座長は委員の互選によって定め、座長代理は座長が指名する。

３ 座長は、ワーキンググループの会議を総括し、会議の進行にあたるとともに、ワーキンググループにおける検討事項の経過等について、協議会に報告する。

４ ワーキンググループの会議は、座長が召集し、議長となる。

（庶務）

第６条 協議会及びワーキンググループに関する庶務は、琵琶湖環境部環境政策課において処理する。ただし、教育委員会の所管事務に関する庶務は、教育委員会事務局幼小中教育課において処理する。

（その他）

第７条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、平成 26 年９月４日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年４月１日から施行する。

附則

この要領は、平成 31 年４月１日から施行する。